

「業者から執拗^{しつよう}な勧誘を受け不要な契約を結んでしまった」「1回だけのつもりで健康食品を注文したら2回目も届いた」「家や車のローン、カードの返済に追われ生活が苦しい」など、契約やお金に関する悩みを抱えてはいませんか？契約やお金に関するトラブル、商品やサービスに関する不安があれば、「消費者ホットライン 188」（局番なし）にご相談ください。

「188」に電話をかけると、最寄りの消費生活センターにつながり、専門の相談員が助言や情報提供、場合によっては業者との間に入り、トラブル解決のためのサポートをします。相談は無料で秘密は守られます。おかしいなと思ったり、不安を感じたときは、一人で悩まず、「188」をご利用ください。

消費者トラブルにあわないためには、悪質業者などの手口を知ることことが一番の近道です。県消費生活センターでは、相談窓口寄せられた事例を紹介しながら、その注意点・対処法をわかりやすくお話する「消費生活出前講座」を実施しています。町内会・老人クラブなど一般の方はもちろん、学校・企業の勉強会、研修会など、どなたでも無料でご利用できますので、ぜひご活用ください。

また、県消費生活センターでは、「消費生活サポーター」というボランティアを随時募集しています。地域とセンターをつなぐパイプ役として、地域の高齢者などへの声掛けや見守りなど、できる範囲の活動をお願いしています。サポーターの方には、タイムリーな消費生活情報や、研修会の案内を提供しますので、無理なく知識を身に付けることができます。悪質な業者を寄せ付けないよう、家族だけでなくサポーターを含めた地域全体で協力して被害の未然防止に取り組みましょう。

「消費生活出前講座」「山形県消費生活サポーター」、どちらもお申し込み・お問い合わせは県消費生活・地域安全課（023-630-3237）までお気軽にお電話ください。